



埼玉県報

第340号
令和4年(2022年)
8月26日
金曜日

目次

告示

- 令和4年度クリーニング師試験の実施（保健医療政策課）
- 高速液体クロマトグラフ高分解能精密質量分析計の賃貸借に関する落札者等の公示（衛生研究所）
- 救急病院等の申出の撤回（医療整備課）
- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定（生活衛生課）
- 県営土地改良事業明戸北部地区（区画整理事業）の換地計画の決定及び換地計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 葛西用水路土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業（維持管理事業）計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 杉戸町東武動物公園駅東口通り線沿道整備土地区画整理事業の事業計画変更（第1回）（市街地整備課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業における保留地処分に係る公告（八潮新都市建設事務所）
- 令和4年度埼玉県立学校教職員用コンピュータ賃貸借に関する落札者等の公示（ICT教育推進課）
- 県道春日部菖蒲線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第八百六十五号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

令和四年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和四年十一月二十九日（火）	埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一 埼玉県クリーニング会館

二 試験科目

- イ 衛生法規に関する知識
- ロ 公衆衛生に関する知識
- ハ 洗たく物の処理に関する知識及び技能

三 受験資格

次に掲げる者のいずれかに該当すること。

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- ロ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 受験手続

イ インターネットによる場合

(1) 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/kurishiken/h30/goannai.html>）で案内する。

(2) 受付期間

令和四年九月九日（金）から九月三十日（金）まで

ロ 郵送による場合

(1) 受付方法

受験願書にクリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）

第三条に規定する書類を添え、埼玉県保健医療政策課クリーニング師試験担当宛（郵便番号三三〇―九三〇―一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号）に簡易書留により郵送すること。

(2) 受付期間

令和四年九月九日（金）から九月三十日（金）まで

なお、九月三十日（金）までの消印のあるものに限る。

五 試験手数料

七千五百円を受験案内で指定する方法により納付すること。

六 合格発表の場所及び期間

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前掲示

令和五年一月十一日（水）午前十時から一月十二日（木）午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a07>）

01/eiseishiken/kurishiken/h30/goannai.html）掲載

令和五年一月十一日（水）午前十時から二月十日（金）午後五時まで

告 示

埼玉県告示第八百六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

高速液体クロマトグラフ高分解能精密質量分析計の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県衛生研究所薬品担当 埼玉県比企郡吉見町江和井410番地 1

3 落札者を決定した日

令和4年7月14日

4 落札者の氏名及び住所

三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

5 落札金額

78,447,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年5月31日

告示

埼玉県告示第八百六十七号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

令和四年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人行定病院	埼玉県川越市脇田本町四番地十三	令和四年七月二十九日

告 示

埼玉県告示第八百六十八号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和四年十月一日から施行する。

令和二年埼玉県告示第七十二号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和四年九月三十日限り、廃止する。

令和四年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 公衆浴場入浴料金の統制額

イ 十二歳以上の者についての入浴料金 四百八十円

ロ 六歳以上十二歳未満の者についての入浴料金 百八十円

ハ 六歳未満の者についての入浴料金 七十円

二 その他の公衆浴場（公衆浴場法施行条例（平成二十年埼玉県条例第十九号）第五条第一項に規定するその他の公衆浴場（公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百十九号）第二条第三項の規定に基づき保健所を設置する市が定める条例において定められるこれに相当する公衆浴場を含む。）をいう。）の入浴料金については、一の規定は適用しない。

告 示

埼玉県告示第八百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業明戸北部地区（区画整理事業）の換地計画を令和四年八月十九日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和四年八月二十九日から

令和四年九月二十六日まで

二 縦覧場所

深谷市役所

告 示

埼玉県告示第八百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、幸手市葛西用水路土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和四年八月二十四日適当と決定したもので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧期間

令和四年九月五日から令和四年十月五日まで

二 縦覧場所

羽生市役所
加須市役所
久喜市役所
幸手市役所
春日部市役所
越谷市役所
草加市役所
八潮市役所
吉川市役所
三郷市役所
杉戸町役場
松伏町役場
宮代町役場

告 示

埼玉県告示第八百七十一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量、地上レーザ測量）

三 作業地域

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所西浦和出張所管内（さいたま市〔西区、桜区、南区〕、川越市、上尾市、戸田市、朝霞市、富士見市、桶川市）

四 作業期間

令和四年八月四日から令和五年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百七十二号

測量計画機関である埼玉県地域整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県地域整備事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

大里郡寄居町大字桜沢地内

四 作業期間

令和四年八月十日から令和四年十一月三十日まで

告 示

埼玉県告示第八百七十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により公告する。

令和四年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

杉戸町

二 事業施行期間

令和元年十二月六日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸三丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称

杉戸町東武動物公園駅東口通り線沿道整備土地区画整理事業

五 事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目九番二十九号

六 施行認可の年月日

令和元年十二月六日

七 変更認可の年月日

令和四年八月二十六日

告示

埼玉県告示第八百七十四号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第一条の規定により、一般競争入札による保留地の処分について、次のとおり公告する。

一 令和四年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 宅地番号一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七街区三画地（八潮市大字大曾根百六十一番六外）

(2) 地積

百二十・二八平方メートル

(3) 予定価格

千七百二十万四十円

ロ 宅地番号二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業五十九街区二画地（八潮市大字大五百四十四番一外）

(2) 地積

三百七十九・一五平方メートル

(3) 予定価格

五千八十万六千百円

ハ 宅地番号三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業五十九街区三画地（八潮市大字大曾根千六百二十九番五外）

(2) 地積

五百八十七・九四平方メートル

(3) 予定価格

八千百十三万五千七百二十円

ニ 宅地番号四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六十一街区一画地（八潮市大字圀五百四十三番五外）

(2) 地積

千九百五十四・五〇平方メートル

(3) 予定価格

二億二千六百七十二万二千円

二 入札に参加する者に必要な資格

イ 建築物の建築の用に供する目的で取得しようとする者であること。

ロ 次のいずれかに該当する者でないこと。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(2) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 未成年者

(4) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

(5) 次の(一)から(三)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(一) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(二) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(三) (一)又は(二)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

(7) 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 入札参加申込み受付の期間及び場所等

イ 期間

(1) 窓口受付

令和四年九月十二日（月）から同月二十日（火）までの午前九時から午後四時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 郵送受付

令和四年九月十二日（月）から同月二十日（火）午後五時まで（必着）

ロ 窓口及び郵送受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

ハ 申込方法

入札参加要領に示す必要な書類を本人若しくは代理人の持参又は簡易書留による郵送により申し込むものとする。

四 入札及び開札の日時及び場所等

イ 入札の期間

(1) 窓口受付

令和四年十月五日（水）から同月七日（金）までの午前九時から午後五時まで

(2) 郵送受付

令和四年十月五日（水）から同月七日（金）午後五時まで（必着）

ロ 窓口及び郵送受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

ハ 入札書の提出方法

本人若しくは代理人の持参又は簡易書留による郵送によるものとする。

ニ 入札参加上の注意

(1) この入札に参加を希望する者は、三による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を得なければならない。

(2) 五の入札保証金は、入札書提出前に所定の金融機関で納付し、納付書兼領収書の写しを入札書と同時に提出するものとする。

ホ 開札の日時

令和四年十月十一日（火）午前十時から

ヘ 開札の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 入札保証金の額

入札参加者の見積もる入札金額に百分の五以上を乗じた額（入札参加資格審査後郵送される納付書兼領収書により納付すること。）

六 入札の無効

次のイからリまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- イ 入札者の押印のない入札書によるもの
- ロ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの
- ハ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの
- ニ 入札に参加する資格のない者がしたもの
- ホ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
- ヘ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの
- ト 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- チ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- リ 二以上の入札書を提出した者がしたもの又は二以上の者の代理をした者がしたもの
- 七 落札者の決定方法
落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。
- 八 その他
- イ 入札参加要領及び入札参加申込書は、TX八潮駅西宅地販売センターにおいて配布する。
なお、郵送を希望する者は、同センター（電話〇一二〇―八四―二四四一）に請求すること。
- ロ 入札に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に問い合わせること。
- ハ その他詳細は、入札参加要領による。

告 示

埼玉県告示第八七七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

令和4年度埼玉県立学校教職員用コンピュータ賃貸借 3,147台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年8月8日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

341,485,540円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年7月8日

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年八月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 春日部菖蒲線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	白岡市篠津字道上四八五番四地先か ら同市篠津字志部五二四番一地先ま	区 間
二二・六八〇 二二一・一三	二二・八五〇 二七・二九	敷地の幅員 (メートル)
三七七・四四		延長 (メートル)
		備 考